

●香川県告示第20号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、東讃加入区について、平成18年香川県告示第43号による保険に付すべき義務は、平成22年1月16日限り消滅したので、告示する。

平成22年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀